

〈はまぎん〉公共料金事前明細通知サービス利用規定

〔平成22年 1月改定〕

第1条【基本事項】

株式会社横浜銀行（以下「当行」といいます）が提供する〈はまぎん〉公共料金事前明細通知サービス（以下「本サービス」といいます）の利用にあたって、本サービスの利用者（以下「利用者」といいます）は、本利用規定の定めに従うものとします。

第2条【データ処理の委託】

- (1) 利用者は、本サービスを利用するにあたり、当行が利用者に係わる預金口座振替データ（以下「請求データ」といいます）上に記載された顧客番号に含まれる不要文字を消去すること（以下「フィルタリング」といいます）を目的に、地銀ネットワークサービス株式会社（以下「CNS」といいます）（その委託先の株式会社NTTデータビリングサービスを含みます）に請求データを引き渡し、その請求データのフィルタリング処理を委託することに同意します。
- (2) 当行は、本サービスの実施に必要なコンピュータによるフィルタリング処理およびそれに付随する期日管理、利用者からのCNSの運営する「CNSセンター」への接続に関する照会への回答、等をCNSに委託します。

第3条【本サービスの内容・種類】

本サービスは、当行が利用者の預金口座から引き落とす公共料金や税金の金額等の情報を、引き落とし前に利用者に通知し、内容を事前に確認できるサービスです。当行から利用者に対して、フィルタリングにより抽出された顧客番号と請求データをもとに作成されたデータ（以下「事前明細データ」といいます）を請求データの引落指定日前に提供するものであり、期日管理の有無によって次の2種類があります。

(1) 期日管理型

CNSが事前明細データを引落指定日ごとにまとめて管理し、利用者が事前明細データを口座引落日の前営業日に照会するもの。

(2) 随時提供型

CNSが事前明細データを引落指定日にかかわらず作成の都度保有し、利用者が事前明細データを随時に照会するもの。

第4条【事前明細データの不一致】

事前明細データは、次の①から④の事由により利用者が予定する請求データと一致しない場合があります。

- ① 事前明細データ上の顧客番号が、収納機関の都合により事前の通知なく変更される場合。
- ② 請求データが当行における口座振替手続きが完了する前の未確定データ（口座番号の確認および預金口座振替依頼書との照合手続きが未済のもの）である場合。
- ③ 収納機関からの請求データの到着遅延により、事前明細データが作成できない場合。
- ④ 収納機関の都合により、事前明細データと実際の当行の引落処理における引落内容等が変更となっている場合。

第5条【請求データの対象範囲等】

- (1) 事前明細データの作成対象となる請求データ（以下「取り扱い対象データ」といいます）の種類は、原則として次の地方税および公共料金とします。

ただし、取り扱い対象データは、各収納機関からの請求データが電子媒体（磁気テープ、フロッピー

ディスク、データ伝送等)により当行に送付されるものに限定します。

① 地方税

自動車税、軽自動車税、固定資産税

② 公共料金

電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、携帯電話料金

- (2) 前項に掲げた地方税、公共料金であっても、収納機関の都合により取り扱い対象データにできないものがあります。
- (3) 利用者が事前明細通知を希望する公共料金等の種類(収納機関)は、利用者が当行あてにくはまぎん>公共料金事前明細通知サービス通知対象明細(収納機関)届(以下「通知対象明細届」といいます)を提出することにより指定することとします。利用者が事前明細通知を希望する公共料金等の種類(収納機関)を追加する場合や解除する場合にも通知対象明細届を提出することとします。
- (4) 当行は、第1項に記載した地方税、公共料金以外の税金・料金等についても、今後新たに取り扱い対象データに加える場合があります。
- (5) 当行は、取り扱い対象データの収納機関を記載した「くはまぎん>公共料金事前明細通知サービス取扱収納機関一覧表」(以下「一覧表」といいます)を別途用意し、利用者の請求に基づきお渡します。なお、一覧表は当行が定期的に見直しを行ないますので、取り扱い対象データを利用者の希望の有無にかかわらず追加・削除・変更する場合があります。
- (6) 収納機関の都合で当行に送付される請求データが変更となった場合に、利用者へ事前に通知することなく、これまで作成されていた事前明細データが作成されなくなる場合があります。

第6条【CNSとの接続、留意事項】

利用者は本サービスによる事前明細データ照会・回答を、自己保有のコンピュータ等を「CNSセンター」のコンピュータに接続することにより行なうものとします。「CNSセンター」との接続に係る使用回線、通信プロトコル、照会方法など具体的な取り決めは、別に定める「公共料金明細サービスCNS接続にあたってのご留意事項」によります。

第7条【データ照会時間】

本サービスにおいて利用者が事前明細データを照会できる時間は、午前10時00分から午後6時00分までとします。

第8条【取扱手数料】

- (1) 利用者は当行に対して、当行所定の取扱手数料(基本手数料・従量手数料)およびそれにかかる消費税・地方消費税相当額を、当行所定の方法により支払うこととします。
- (2) 請求データが取り扱い対象データに該当する場合は、利用者が事前明細データの照会をするかしないかにかかわらず、CNSで作成した事前明細データの件数に基づき従量手数料を計算します。

第9条【回線費用の負担】

利用者と「CNSセンター」との間の電話回線等の接続に関する費用および使用料は利用者の負担とします。

第10条【利用契約の開始時期】

- (1) 利用者が当行に当行所定の利用申込書を提出し、当行が利用者に承諾の通知を発信した時点をもって本サービスの利用契約が締結されたものとします。
- (2) 本サービスの利用開始日については、前項の利用契約締結後、当行と利用者間で協議のうえ別途決定することとします。

第11条【利用内容の変更】

利用内容・届出事項等を変更するときは、利用者はすみやかに当行所定の利用申込書により届け出るものとします。この届け出の前に生じた損害について当行はいっさい責任を負いません。

第12条【機密保護およびセキュリティ確保義務】

- (1) 当行および利用者は、事務処理上知り得た相手方の情報については、第三者（当行がCNSおよびCNSが再委託する先に本サービス提供のため伝送する場合を除く）に漏洩してはならないものとします。
- (2) 当行および利用者は、「CNSセンター」との接続において、ハッキングによるデータ改ざん・破壊などが行なわれないようにパスワードの管理その他セキュリティの確保に必要な注意を払うものとします。
- (3) 前2項の義務は本サービス終了後も継続するものとします。

第13条【利用契約の有効期間、更新】

本サービスに関する利用契約の有効期間は、利用契約の開始の日から1年間とします。ただし期間満了の3か月前までに利用者から当行所定の利用申込書による解約の意思表示がない場合は、さらに1年間同じ条件で更新するものとし、以後も同様とします。

第14条【利用契約の解除】

当行は次の事由があるときは、利用契約を解除できるものとします。

- ① 利用者が本利用規定および本サービスに関するその他の定めに違反し、当行が相当期間を定めてその改善を督促したにもかかわらず改善しない場合
- ② 利用者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または支払の停止や破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、その他これに類似する法的整理手続の開始の申立等、利用者の健全な経営を著しく損なうような事由が生じた場合

第15条【損害賠償】

本サービスの利用により利用者が損害を受けた場合に、当行が責任を負うのは、本サービスの不履行によって利用者に直接に生じた損害に限定します。また、その賠償額は本サービスの対価として当行が利用者から受領した手数料金額を上限とします。

以上